長野工業高等専門学校研究設備利用規則

制　　定　平成30年４月１日
最終改正　令和６年11月28日

（趣旨）

第１条　この規則は，長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有する研究設備（以下「設備」という。）における本校教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第２条　設備を利用できる学外者（以下「利用者」という。）は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　教育研究機関又は企業の研究者及び技術者

二　その他校長が特に認めた者

２　利用できる設備については，校長が別に定める。

（設備利用の手続き及び許可）

第３条　設備の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，別紙様式第１号に定める申請書を，原則として利用を希望する日の20日前までに校長に提出し，許可を受けなければならない。

２　校長は，本校の教育研究活動に支障がないと認めた場合に別紙様式第２号により申請者に許可の通知を行うものとする。

（利用時間）

第４条　設備の利用時間は，土日祝祭日及び本校の休業日を除く９時00分から12時00分及び13時00分から17時00分までとする。ただし，校長が本校の教育研究活動及び管理運営上支障がなく，適当と認めたときは，利用時間外に設備を利用させることがある。

（利用者以外の禁止）

第５条　利用者は，利用目的以外に設備を利用してはならない。また，許可に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

（利用許可の変更，取消）

第６条　第３条の規定により利用許可を受けた者が利用日時の変更又は取り消しを希望する場合は，利用開始日の５日間前（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに申し出て，校長の許可を受けなければならない。

２　校長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，利用許可を取り消すことができるものとする。なお，第１号又は第２号に該当する場合は，利用料金を返還しない場

合がある。

一　利用者がこの規則に違反し，若しくは設備の利用に重大な支障を生じさせたとき，又はその恐れがあるとき

二　当該設備の管理担当者（以下「研究設備担当者」という。）の指示に従わなかったとき

三　本校において，当該設備を利用する必要が生じたとき

四　第９条に定める利用料を所定の期日までに支払わないとき

五　その他管理運営上において障害があると認めたとき

（講習）

第７条　利用者は，設備の利用の前に必要な講習を受けなければならない。

（原状回復）

第８条 利用を終了したときは，整理整頓し原状回復するとともに，研究設備担当者へ報告し確認を受けなければならない。

（利用料等）

第９条　利用者は，別に定める利用料，講習料及びオペレーション料を所定の期日までに納付しなければならない。校長が特に認めるときは，利用料の一部又は全部を免除することができる。

２　講習料は，設備を正常稼働させるための手法を習得するための、講習受講に要する料金であり，対象となる設備を初めて利用する際に課せられるものである。

ただし，再度の講習受講希望があった場合は，この限りではない。

３　オペレーション料は，現地又は遠隔で本校教職員の補助や指導を受けて設備を利用する場合に課せられるものである。

４　利用料，講習料及びオペレーション料は，本校が発行する請求書により納付する。

（秘密の保持等）

第10条 本校教職員及び利用者は，設備利用により知り得た秘密，知的財産等を外部に漏えいしてはならない。

（免責）

第11条　設備の利用により利用者に生じた損害については，本校は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第12条　利用者は，いかなる理由も問わず設備を滅失及び毀損したときは，その損害を賠償しなければならない。

（雑則）
第13条　この規則に定めるもののほか，設備の利用に関し必要な事項は，別に定める。

附　則（平成30年４月１日 制定）
この規則は，平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月25日 一部改正）
この規則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年８月31日 一部改正）
この規則は，令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和６年１月25日 一部改正）
この規則は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年 11 月 28 日 一部改正）
この規則は，令和６年 11 月 28 日から施行する。

別紙様式第１号

長野工業高等専門学校研究設備利用申請書

（元号）　　年　　月　　日

長野工業高等専門学校長　殿

長野工業高等専門学校の設備の利用について許可願います。
設備の利用にあたっては、長野工業高等専門学校研究設備利用規則を遵守します。

利用者氏名	
所属機関名称	
住所・所在地	〒
連絡先	（TEL） （E-mail）
利用日	（元号）　　年　　月　　日（　　）
利用目的	

番号	研究設備名称	利用時間帯	利用時間計
		午前　時　分 ～　時　分 午後　時　分 ～　時　分	時間
（　講習　・　オペレーション　）を希望 ※初回は「講習」、2回目以降は「オペレーション」に〇を付けてください。		午前　時　分 ～　時　分 午後　時　分 ～　時　分	時間

研究設備利用料（予定）	円　　※本校側で記入します。

（注）
太線枠内を記入して下さい。
設備利用時間は，原則として土日祝祭日及び本校の休業日を除く９時から１２時及び１３時から１７時までです。※１２時～１３時は利用できません。
設備の最小利用時間は１時間です。
利用日が複数となる場合は，利用日ごとに申請書の提出が必要です。
本校で初めて設備を利用する場合は必ず講習を受講していただきます。また，２回目以降利用する場合は研究設備担当者によるオペレーションを受けることが可能です。（別途講習料やオペレーション料が発生いたします）
設備によっては校正を実施していない場合があります。
ご不明な点は高速信号伝送評価センター（ＴＥＬ：０２６－２９５－７２５３）へお問い合わせ下さい。
記載していただいた情報は設備利用許可にのみ使用させていただきます。

設備の利用にあたっての注意事項

（料金の納付）

１．利用料は，原則として研究設備を利用する前に本校が指定する所定の口座に振り込んで下さい。

指定期日までに支払われない時は,研究設備の利用許可を取り消す場合があります。

また，利用後に研究設備に付随する機器等の消耗が著しいと確認された場合は，別途料金を請求する場合があります。

（損害賠償）

２．研究設備利用期間中に生じた設備の損害については，利用者においてこれをご負担いただきます。

（免責）

３．研究設備利用期間中における利用者の損害（事故による負傷，疾病等）については，本校は一切の責任を負いません。

（取消及び利用制限）

４．次の事項に該当したときは，研究設備の利用許可を取り消し，又は利用を制限しますのでご了承願います。ただし，利用料金を返還しない場合があります。

（１） 利用目的以外に研究設備を利用したとき

（２） 許可に係る権利を第三者に譲渡したとき

（３） 研究設備担当者の指示に従わなかったとき

（４） 本校において，当該研究設備を利用する必要が生じたとき

（５） その他管理運営上において障害があると認められたとき

（消耗品の持込）

５．研究設備を利用する際に必要な消耗品を本校に持ち込む際は，予め研究設備担当者の確認をとって下さい。

また，残品は必ずお持ち帰り下さい。

（管理上必要な条件）

６．研究設備利用に際しては，下記に掲げる管理上必要な条件に留意すること。

（１）火気取締り及び保安管理に留意すること。

（２）利用を終了した時，又は利用の許可を取り消された時は，研究設備担当者の指示に従って，速やかに整理整頓し原状回復すること。

（３）その他研究設備担当者が必要と認めること。

（その他）

７．その他必要な事項については，研究設備担当者の指示に従って下さい。

研究設備利用を終了した時は，速やかに研究設備担当者へご連絡願います。

併せて，使用時間等に変更が生じた場合は，申し出て下さい。

別紙様式弟２号

長野工業高等専門学校研究設備利用許可証

利用者　様

申請のありました研究設備の利用について許可します。

研究設備名	
研究設備担当者	
利用許可日・時間帯	（元号）　　年　　月　　日（　） 午前　　時　　分～　　時　　分 午後　　時　　分～　　時　　分
利用者種別	□ 国立高専　　□ 学外学術利用　　□ 学外一般利用
利用料	円

（元号）　　年　　月　　日

長野工業高等専門学校長

○　○　○　○

利用終了確認欄

利用時間	午前　　時　　分　～　　時　　分 午後　　時　　分　～　　時　　分
確認者 （研究設備担当者）	氏名

設備ご利用にあたってのお願い

１．研究設備利用時間は，原則として土日祝祭日及び本校の休業日を除く９時から１２時及び１３時から１７時までとします。※１２時～１３時は利用できません。

２．当日は，必ず本許可証を持参の上，総務課の担当窓口で受付手続きをして下さい。

３．研究設備利用の際は，研究設備担当者の指示に従い，各マニュアル等を遵守し安全確保に努めて下さい。

４．事故等の発生及び研究設備を破損等した場合は，速やかに研究設備担当者へご連絡願います。

５．研究設備を利用する際に必要な消耗品を本校に持ち込む際は，予め研究設備担当者の確認をとって下さい。

６．前項に該当する物品の残品は，必ずお持ち帰り下さい。

７．研究設備利用後に付随する機器等の消耗が著しいと確認された場合は，別途料金を請求する場合があります。

８．敷地及び施設内において，破損や研究設備からのオイル漏れ等の緊急事態を発見した時は，速やかに研究設備担当者へご連絡願います。

９．研究設備利用後には，使用場所の清掃をお願いします。

10．校内は禁煙となっています。

11．その他，研究設備利用場所，施錠等の研究設備利用に関する問合せは，高速信号伝送評価センターへご連絡願います。

12．研究設備利用を終了した時は，速やかに研究設備担当者へ連絡し，終了確認を受けて下さい。

○申請手続き・利用料等に関する問合せ先
長野工業高等専門学校 高速信号伝送評価センター
TEL：026-295-7253
E-mail：kosen-signal-center @nagano-nct.ac.jp

○請求書・お振込に関する問い合わせ先
長野工業高等専門学校　総務課総務企画係
TEL：026-295-7134／7162
E-mail：kenkyu@nagano-nct.ac.jp

○研究設備利用に関する技術的問合せ先
長野工業高等専門学校
工学科●●●●●●●系・■■ ■■
TEL：026-295-▲▲▲▲
E-mail：kosen-signal-center@nagano-nct.ac.jp